



11月20日は松本子どもの権利の日



ねー知ってる？

11:17



子どもが無料になる日があるんだって

11:17

既読
11:17

この紙が貼ってあるところでしょ



なんで無料なの？

11:18

既読
11:19

松本市は「子どもの権利条例」って

既読
11:20

子どものためのルールがあってね。

既読
11:20

施設が子どものために無料にしてくれたんだ



そうなんだ

11:21

既読
11:22

竜島温泉 セセラぎの湯が

既読
11:22

11月17日(日)~11月23日(土)まで無料

既読
11:22

家族で楽しんでほしいんだって



みんなでいこ

11:23

既読
11:23



子どもの権利条例



権利ウィーク
無料施設はこちら



市民フォーラム
詳細

【問合せ先】
松本市こども部
こども育成課
電話 0263-34-3291

子どもの権利に関する条例について



松本市には子どものためのルールがあります。

それが、「松本市子どもの権利に関する条例」です。

子どもの権利とは、「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「自分らしく生きる権利」、「社会に参加する権利」など、子どもが1人の人間として尊重され、成長、自立していくために欠かすことのできないものです。

11月20日を「まつもと子どもの権利の日」と定めており、11月20日を含む1週間を「まつもと子ども権利ウィーク」としています。

子どもの入館料・利用料が無料に!!!

子どもたちの「家族と一緒に遊びたい」「家族で出かけたい」という思いから、市内の施設が協力してくれました。

18歳までの子どもの入館料・利用料が無料になります。

この機会に出かけたことのない場所に家族で行き、親子で過ごすのもいいですね。ぜひ家族でご利用ください。



対象施設一覧

※施設によって無料の期間が異なります。

また、営業時間・定休日などもご確認の上、ご利用ください。

<1日のみ>

11月23日(土)

- ☆ アルプス公園
ドリームコースター
- ☆ 信州スカイパーク
フライングディスク1時間分

<9日間>

11月16日(土)~11月24日(日)

- ☆ 美術館
- ☆ 梓川アカデミア館

<1か月>

11月1日(金)~11月30日(土)

- ☆ 日本浮世絵博物館
- ☆ 教育文化センタープラネタリウム
- ☆ 乗鞍高原 湯けむり館

<1週間>

11月17日(日)~11月23日(土)

- ☆ 国宝旧開智学校校舎
- ☆ 松本民芸館
- ☆ 考古博物館
- ☆ はかり資料館
- ☆ 旧制高等学校記念館
- ☆ 窪田空穂記念館
- ☆ 重要文化財馬場家住宅
- ☆ 歴史の里
- ☆ 時計博物館
- ☆ 山と自然博物館
- ☆ 四賀化石館
- ☆ 旧山辺学校校舎
- ☆ 竜島温泉 せせらぎの湯
- ☆ 白骨温泉 公共野天風呂

下記施設もご利用ください。



☆ 博物館 高校生以下または、18歳未満 通年無料

